



3

他の市と比較すると
最近の傾向は

**一部改善はしているが、
依然厳しい状況**

客観的に財政を比較、判断できる
各指標は、次のとおりです。

「経常収支比率」は95・7パーセン
トで、前年度から0・7ポイント改
善していますが、福岡県内の市の平
均は94・5パーセントであり、依然と
して高い水準です。

これは市が自由に使える財源のほと
んどが経常的な経費に充てられ、そ
れ以外の臨時の事業に財源が使え
ない（財政が硬直化している）ことを
示しています。

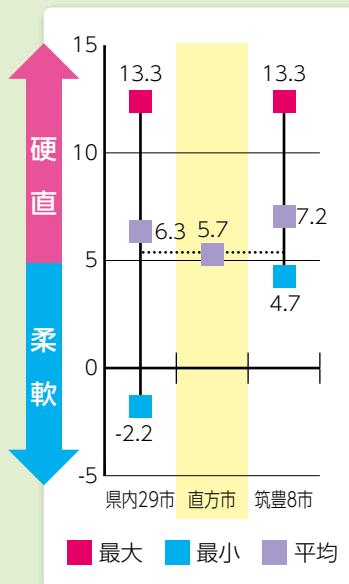
財政力の強さを示す「財政力指数」
は前年度と変わらず、0・56となっ
ています。

市の借金返済に係る財政負担の度
合いを見る「実質公債費比率」は、

前年度と比較して1・0ポイント改
善し5・7パーセントとなっています。

借り入れを抑制しながら定期的な
償還を進めたことにより、元利償還
金が減少したことが改善要因となり
ます。

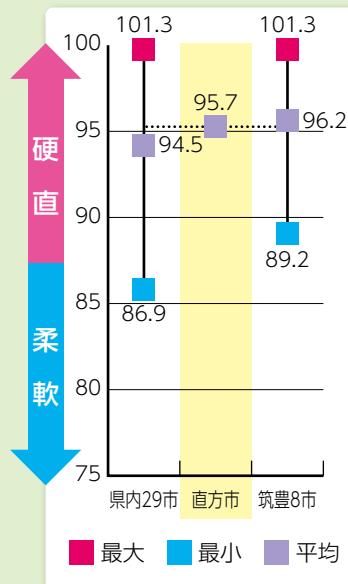
実質公債費比率3ヵ年平均他市との比較 グラフ⑦



実質公債費比率3ヵ年平均…

市の公債費（借金返済に充てる費用）の財政負担の割合を示す指標です。下水道事業や水道事業など全ての事業を含む公債費の割合です。18パーセントを超えると、市債発行時に国の許可が必要になります。昨年度に比べ、1.0ポイント改善しました。

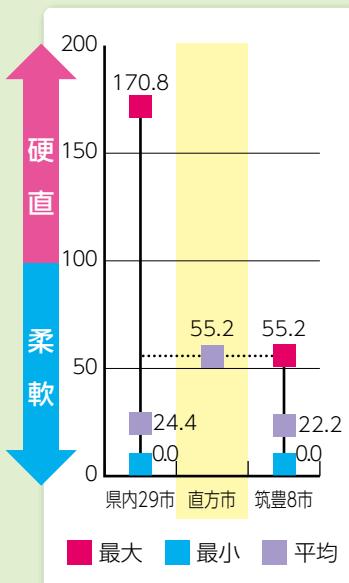
経常収支比率他市との比較 グラフ⑧



経常収支比率…

自由に使え、経常的に見込める収入（市税、普通交付税など）に対し、使い道が決まった経常的な支出（人件費、借金返済費、扶助費など）の割合を示します。昨年度に比べ0.7ポイント改善しました。

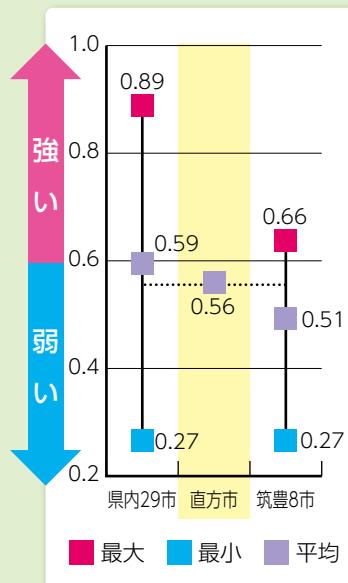
将来負担比率他市との比較 グラフ⑨



将来負担比率…

将来一般会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合を示したもので、市だけでなく、市が出資している第3セクターなどに対する負担も含みます。350パーセントを超えると財政健全化計画の策定が必要です。昨年度に比べ、0.6ポイント改善しました。

財政力指数3ヵ年平均他市との比較 グラフ⑩



財政力指数3ヵ年平均…

一般的に必要な経費に占める自前での財源調達の割合を示すものです。この数値が1に近い、あるいは1を超えるほど、市が自ら調達できる財源の割合が高く、財政力が強いことを示します。昨年度と同数値となっています。

市が将来負担すべき負債の度合いを見る「将来負担比率」は55・2パーセントとなり、前年度より0・6ポイント改善しました。

市の財政指標を福岡県内の他の市と比較すると、財政力指数は前ページのグラフ⑥のように平均よりやや劣り、「財政力は弱め」、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率については前ページのグラフ⑤、⑦、⑧のように平均より高く、「財政の硬直化は解消されておらず、将来の負担は大きめである」ということになります。

実質公債費比率、将来負担比率については前ページのグラフ⑤、⑦、⑧のように平均より高く、「財政の硬直化は解消されておらず、将来の負担は大きめである」ということになります。

別措置法では、財政悪化の兆候が市民にわかりにくく、気づいたときに手遅れとなつたため、早期に財政状況を把握しやすくするために整備された法律です。

は手遅れとなつたため、早期に財政状況を把握しやすくするために整備された法律です。

この法律で、判断の基準となる指標は、表②の4項目です。本市の数値が、このうち1つでも早期健全化基準を超えた場合には、改善するための財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図つていかなければなりません。

また、いずれかの数値が財政再生基準を超過した場合には、より厳しい財政再生計画を策定し、国の関与下での改善が行われ、自主的な財政運営が著しく制限されます。

令和元年度決算では、福岡県内での「早期健全化団体」「財政再生団体」に該当する市町村はなく、本市も該当していません。

この法律で、判断の基準となる指標は、表②の4項目です。本市の数値が、このうち1つでも早期健全化基準を超えた場合には、改善するための財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図つていかなければなりません。

この法律で、判断の基準となる指標は、表②の4項目です。本市の数値が、このうち1つでも早期健全化基準を超えた場合には、改善するための財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図つていかなければなりません。



4

早期健全化団体にならないよう今後も適切な財政運営を

財政健全化法での
判断指標について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政状況を判断する4つの指標の公表が義務付けられています。これまでの「地方財政再建促進特

令和元年度健全化判断比率

表②

| 指標名称 | 直方市 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 12.94 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | — | 17.94 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 5.7 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 55.2 | 350.0 | — |

※「早期健全化基準」および「財政再生基準」については、直方市の場合の基準。

①実質赤字比率

標準財政規模（通常収入されると考えられる経常的な一般財源の規模）に対する、普通会計の赤字の割合です。

市の令和元年度決算は赤字決算でないため、指標としては「なし」となります。

②連結実質赤字比率

普通会計以外の特別会計や公営企

業会計（国民健康保険事業、介護保険事業など）を含めた、直方市全体の赤字額の標準財政規模に占める割合です。

①と同じく赤字決算となつておらず、指標としては「なし」となります。

③実質公債費比率

市の借金返済による財政負担の度合いを見るための指標で、一般会計だけでなく、公営企業会計や一部事務組合などの公債費に使われた負担金などを含めて算定します。

直近3年間の平均で見るものとされ、表②の数字は平成29～令和元年度決算による平均です。

この比率が高いということは、収入の多くを借金の返済に充ててることとなり、他の事業に予算が回せなくなっています。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。将来の財政運営を圧迫する恐れがあるかどうかを見るための指標で、これが350パーセントを超えると早期健全化団体となります。